

# 霞が関ナレッジスクエア レンタルスペース 利用規約

一般財団法人高度映像情報センター(AVCC)

この利用規約は、一般財団法人高度映像情報センター（AVCC）（以下、「当財団」という）が運営する「霞が関ナレッジスクエア」におけるレンタルスペース「スタジオ」「ラウンジ」「エキスパート倶楽部」（以下、「当施設」という）のご利用について定めるものです。

当施設は文部科学省・金融庁・会計検査院と民間企業が同居する「霞が関コモンゲート(合同庁舎7号館) ショップ&レストラン西館、アネックス棟」（以下、「当建物」という）にあり、「学びと交流スペース」としてご活用いただける皆さまにお貸しいたします。利用に際しましては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守して頂くようお願い申し上げます。

（利用申し込み）

第1条 お申込みやご利用等のお問合せは、KK<sup>2</sup>Web サイトまたは電話で承ります。

電話受付時間は月曜日から金曜日（夏季・年末年始、祝日または当施設の臨時休館日を除く。）の9:00～17:30 までとします。また、予約日より1週間は仮予約期間となります。

第2条 ご利用申し込みの受付開始は下記の通りです。

- ① 一般：ご利用希望日の3ヶ月前より。
- ② KK<sup>2</sup>有料メンバー：ご利用希望日の3年前より。

第3条 予約可能日時は下記の通りです。

- ① 「スタジオ」 平日 7:30～22:00、土曜 8:30～22:00（日曜・祝日休館）
- ② 「ラウンジ」 平日 9:00～17:30（土曜・日曜・祝日休館）
- ③ 「エキスパート倶楽部」 平日 16:00～22:00、土曜・日曜・祝日 11:00～22:00

ただし、夏季・年末年始の他、設備保守点検、修理・改修等により臨時に休館することがあります。

第4条 当施設の最低利用時間、または最低利用料金は以下の通りです。

- ① 「スタジオ」：平日 18 時までは 1 時間以上。平日 18 時以降と土曜日は 2 時間以上。
- ② 「ラウンジ」：1 時間以上。  
平日 18 時以降と土曜日はスタジオとのセットのご利用であれば可能。
- ③ 「エキスパート倶楽部」：平日 18 時までは 1 時間以上。  
貸切パーティの場合は最低利用料金：60,000 円(税込)以上。

(申し込みの制限)

第5条 次に該当する場合には、当施設ご利用のお申し込みをお受けできないことがありますので、あらかじめご了承下さい。

- ① 満室の場合
- ② 当施設の管理運営上、またはその他の都合によりお申し込みをお受けできないと当財団が判断した場合
- ③ 第10条各号に該当し、またそのおそれがあると当財団が判断した場合

(利用権の譲渡・転貸の禁止)

第6条 ご利用者は、当財団の承諾なく施設の利用権の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸することはできません。

(利用料金について)

第7条 施設利用料金は当財団が別途定める「霞が関ナレッジスクエア 料金表」をご参照ください。施設利用料金および附帯料金は前納とさせていただきます、請求書の送付後、利用予定日の前日までにお振込、または当日お支払い下さい。請求書の送付以降に追加して発生した施設利用料金、附帯料金およびその他の費用については、改めて請求書を発行し、当財団が指定する期日までにお支払い下さい。また、KK<sup>2</sup> 有料メンバーは、請求書送付後翌月末までにお振込下さい。なお、銀行振込にかかる手数料は、お客様にご負担いただきます。また、免税事業者につきましては当施設の請求書発行一週間前までに証明書のコピーをご提出下さい。

(当財団の都合による予約内容の変更)

第8条 当財団は予約の確定後、当施設の管理運営上その他の都合により予約内容の変更をお客様にお願いする場合があります。この場合において、当該予約内容の変更により入金いただいた施設利用料金または附帯料金が減額が生じたときは精算させていただきます。また、この為にお客様またはお客様の関係者に生じたいかなる損害に対しても当財団は一切の責任を負いません。

(キャンセル規定)

第9条 予約の確定後、お客様の都合による予約の取消し、利用日・利用時間等の予約内容の変更または利用開始後におけるご利用の停止をご希望される場合には、すみやかに当財団までお申し出下さい。また、次に該当した場合には、キャンセル料のお支払いを申し受けますので、ご注意ください。

- ① 予約確定後利用開始予定日の30日前～15日前にキャンセルをした場合：施設利用料の50%
- ② 予約確定後利用開始予定日の14日前～当日にキャンセルをした場合：施設利用料の100%
- ③ 事前の連絡なく利用予定時刻の30分を経過しても当施設に到着せず、当施設のご利用を開始しなかった場合：施設利用料の100%
- ④ 所定の期日までに施設利用料金または附帯料金を当財団に支払わないとき  
※外注を手配した備品等のキャンセルにつきましては手配会社規定に準じます。  
※仮予約期間につきましては、キャンセルの対象とはなりません。

#### (利用制限)

第10条 次に該当または該当するおそれがあると当財団が判断した場合は、予約の確定後であっても予約を取り消し、利用を中止させていただくことがあります。なお、この場合キャンセル料の対象とはなりません。また、この為にお客様またはお客様の関係者に生じたいかなる損害に対しても当財団は一切の責任を負いません。

- ① 暴力的な要求行為・言動をし、または暴力を用いる行為
- ② お客様またはお客様の関係者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者その他反社会勢力である場合、または当財団がその可能性があるとして判断した場合
- ③ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて当財団の信用を毀損し、または当財団の業務を妨害する行為
- ⑤ その他法令等に違反、もしくは抵触するおそれがあると認められるとき
- ⑥ 催事が公序良俗に反するおそれがあると認められるとき、及び公益を害するおそれがあると認められるとき
- ⑦ 催事がネズミ講、マルチ商法、その他これに類する商取引に関する内容と認められるとき
- ⑧ 騒動・その他により、他に迷惑（混乱）が生ずると思われるとき（出演者多数のダンス、振動や大音量等により、当施設または当建物内のテナント等の業務及びその利用者に不都合が生じるおそれがあると認められる場合など）
- ⑨ 催事によって、施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき、及び施設または設備の管理上、支障があると認められるとき
- ⑩ 本利用規約を遵守せず、または当財団の指示に従わなかったとき
- ⑪ その他、当施設が不相当と判断したとき

#### (注意事項)

第11条 当施設のご利用にあたっては、次に掲げる事項にご注意下さい。

- ① 当施設のご見学の申し込みは、KK²Web サイトのお問い合わせから、または電話で承ります。なお、ご見学は30分以内とさせていただきます。
- ② 使用時間については、「準備・後片付け」の時間が含まれます。（準備時間としてご予約時間の前後10分間はご利用いただけません。）
- ③ 使用時間の延長は原則として認めません。（引き続き同施設で空きがある場合は30分単位でご相談に応じます。延長料金につきましては当財団が別途定める「霞が関ナレッジスクエア 料金表」をご参照ください。）
- ④ 標準セットでのご利用の場合は照明・音響・映像などの操作はお客様にて行ってください。（基本的にはセルフサービスとなります。）
- ⑤ 貸し出し備品の操作については、お客様にて行ってください。
- ⑥ 当建物での手持ち看板や誘導案内は予めビル管理会社へ申請をする必要がありますので事前に当財団にご相談下さい。（ご利用日1週間前まで）。

- ⑦ 当施設の利用期間中（準備、後片付け等を含む）は、責任者は常時連絡が取れる状態で当施設内に常駐して下さい。
- ⑧ 当建物もしくは敷地内で撮影を行おうとする場合は、予めビル管理会社の承認が必要です。
- ⑨ 当施設のホワイエ、通路等の共用部分の使用をご希望の場合は、予め申請が必要です。
- ⑩ 当財団または当財団が指定する者は、当施設の安全かつ円滑な管理運営のため、お客様がご利用中であってもその室内に立入り、施設、設備、器具等を点検し、必要により処置を行う場合や室内をモニターする場合がありますので、予めご了承下さい。
- ⑪ 待ち列が発生するおそれのある場合は避難誘導、警備上で必要な係員数をご用意下さい。
- ⑫ 盲導犬、介助犬等を除く生体の当施設への入場は禁止します。
- ⑬ 消防法に準ずる定員を厳守してください。「スタジオ」100名、「ラウンジ」25名、「エキスパート倶楽部」50名となります。
- ⑭ 関係法令に定められた関係官公署への届出が必要な場合には、その手続きはお客様側の責任において行なっていただきます。この場合には、その届出等の手続きが完了したことを証する書類の写しを事前にご提出下さい。
- ⑮ お忘れ物保管期間は、1か月間となっております。保管期間を過ぎた場合は処分させていただきますのでご了承下さい。また飲食物、賞味期限があるものなどは保管致しかねます。
- ⑯ その他ご利用に関しては当財団と協議のうえ、指示に従って下さい。

#### （原状復帰）

第12条 ご利用終了後は、利用した設備・備品は元に戻して下さい。会場設営をご注文いただいた際はこの限りではありません。また、当施設が掲出を承諾したポスター等の装飾物、掲示物等の撤去をお客様側の責任と負担において利用時間内に実施のうえ、原状に復して明け渡していただきます。なお、当財団が特に原状の回復、清掃、ゴミ処理等の作業が必要と判断した場合には、別途、該当作業にかかる費用のお支払いを申し受けます。

#### （ゴミ処理）

第13条 お客様が当施設内にお持ち込みになりました物を廃棄する場合は、お客様側の責任において片付け、搬出及び廃棄処理をお願いいたします。当建物地下2階の共同ゴミ捨て場の利用も可能です。なお、当施設に発注いただいた飲食物等は当施設にて回収致します。

#### （駐車場）

第14条 当施設専用の駐車場はありません。下記近隣の有料駐車場をご利用下さい。また、駐車場のご予約はお受けできませんのであらかじめご了承下さい。なお、下記情報は平成29年3月1日現在となります。現状と異なる場合がありますので、ご了承ください。

- ① 「霞が関コモンゲート 地下駐車場」料金：500円／30分(最大料金なし)  
時間：8:00～22:00(日曜・祝日 休業) 入出庫可能高 2.1m まで
- ② 「霞が関ビル 地下駐車場」料金：300円／30分(最大料金 2,000円 12時間以内)  
時間：7:00～23:00(休業なし) 入出庫可能高 2.0m まで

#### (搬入・搬出)

第15条 搬入、搬出については以下の通りです。

① 「スタジオ」「ラウンジ」

地下2階に「霞が関コモンゲート西館ショップ&レストラン店舗共通荷捌き駐車場」が、1台分あります。1回につき15分間まで、事前予約なく無料にてご利用可能です。(入出庫可能高3.1mまで) 荷捌き駐車場(地下2階)から「スタジオ」「ラウンジ」(3階)までは搬入用エレベーターをご利用下さい。(搬入用エレベーター1台、定員13名、積載荷重850kg、出入口寸法：幅800mm×高さ2,000mm、かご内寸法：幅1,050mm×奥行2,000mm×高さ2,300mm)

② 「エキスパート倶楽部」

地上1階に「霞が関コモンゲートアネックス棟店舗共通荷捌き駐車場」が、1台分あります。1回につき15分間まで、事前予約なく無料にてご利用可能です。(入出庫可能高3.1mまで)「エキスパート倶楽部」は同地上1階ですのでエレベーターは不要です。

#### (宅配)

第16条 催事に必要な荷物は条件付でお受け取りします。搬入日・時間・物量・荷物の内容を確認させていただきます。事前に荷物の搬入を当財団にお問合せのうえ、宅配業者にご依頼下さい。多量の荷物・大型荷物の場合、会場の利用状況により保管場所として有料でお借り上げいただくことがあります。なお、営業時間外の荷着や事前の問合せの無い場合の受取はお断りいたします。また、当施設より荷物を発送する場合は配送伝票をご用意いただき、着払いに限りお預かり致します。物量・荷物の内容によってはお受けできない場合もございますのでお問合せ下さい。集荷依頼及び集荷に関するお問合せは、必ずご依頼主が行なって下さい。当施設では荷着で生じる荷物の破損・不足等の損害・集配に関わる責務は一切負いませんのであらかじめご了承下さい。

#### (防災・災害)

第17条 開催前にあらかじめ避難経路、非常口、消火設備、AED設置場所等をご確認下さい。また、火気を使用すること、その他危険を生じる恐れのある物または悪臭を発する物品を持ち込むことは原則禁止です。なお、災害等緊急事態が発生した場合は、係員の指示に従い冷静に対処して下さい。

#### (免責)

第18条 当施設ご利用中における安全管理は、お客様の責任において行なっていただきます。また、次に該当する場合には、当施設は利用料金の返還以上の損失補償はせず、一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① 当施設の利用期間中(準備・撤去期間を含む)お客様及びお客様の関係者に発生した人的・物的損害。
- ② 損害の発生原因がお客様の関係者によるもの。
- ③ 不測の事故・天災(地震等)や盗難のために、お客様およびお客様の関係者に損害が生じた場合。

- ④ 天変地異その他不可抗力、その他施設の責に帰する事が出来ない事由によって、会場の使用が不可能になった場合
- ⑤ 当施設の機材・設備等の故障等によりお客様の所期の目的が達成されない場合

(損害の賠償)

第19条 お客様またはお客様の関係者が、当施設及び当建物の施設、設備、器具、備品等を汚損、破損、紛失した場合、当建物の入居者もしくは来訪者または当施設の他の利用者に対して損害を与えた場合、または当施設もしくは当建物の管理運営に支障をきたすような事態を発生させた場合は、お客様に当財団または相手方が被った損害を賠償していただきます。当財団に帰すべき事由によりお客様またはお客様の関係者が損害を被った場合は、当財団は受領する「利用料金」の範囲内において賠償するものといたします。

(専属的合意管轄裁判所)

第20条 利用者と当財団の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第21条 この利用規約に関する準拠法は、日本法とします。

(本利用規約の変更)

第22条 本利用規約は平成30年4月1日に制定したもので、今後予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以上

平成30年4月1日

一般財団法人高度映像情報センター (AVCC)